２　人材育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国立武蔵野学院附属人材育成センター	さいたま市

３　人材育成センターは、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修並びに人材育成に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（削る）

（センター長及び副センター長）

第六百二十二条の二　人材育成センターに、センター長及び副センター長一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２　センター長は、人材育成センターの事務を掌理する。

３　副センター長は、センター長を助け、人材育成センターの事務を整理する。

（人材育成センターに置く課）

第六百二十二条の三　人材育成センターに、次に掲げる課を置く。

研修課

養成課

（研修課の所掌事務）

第六百二十二条の四　研修課は、人材育成センターの所掌事務のうち、研修計画の企画・立案及び研修の実施に関することをつかさどる。

（養成課の所掌事務）

第六百二十二条の五　養成課は、人材育成センターの所掌事務のうち、養成計画の企画・立案及び養成の実施に関することをつかさどる。

（地方厚生局の管轄区域の特例）

第七百五条の二　（略）

２　（略）

３　厚生労働大臣は、第七百七条第一項第二十二号、第二十三号、第二十五号、第二十六号及び第二十八号に掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

４　厚生労働大臣は、第七百八条各号に掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二の三の三　（略）

二の四　地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。

二の五　災害時における医療の確保の支援に関すること。

三　（略）

三の二　医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

四～二十二　（略）

二十三　毒物及び劇物の取締りに関すること。

二十四～八十三　（略）

（健康福祉部に置く課等）

第七百十一条　健康福祉部に、次に掲げる課を置く。

健康福祉課

医事課

薬事監視指導課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

食品衛生課

地域包括ケア推進課

保険課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

企業年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

保険年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局を除く。）

２　児童自立支援専門員養成所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	さいたま市

３　児童自立支援専門員養成所は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行うことをつかさどる。

４　児童自立支援専門員養成所に、所長を置く。

（新設）

（新設）

（新設）

（地方厚生局の管轄区域の特例）

第七百五条の二　（略）

２　（略）

（新設）

（新設）

（健康福祉部の所掌事務）

第七百七条　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二の三の三　（略）

（新設）

三　（略）

（新設）

四～二十二　（略）

二十三　毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りに関すること。

二十四～八十三　（略）

（健康福祉部に置く課等）

第七百十一条　健康福祉部に、次に掲げる課を置く。

健康福祉課

医事課

（新設）

食品衛生課

地域包括ケア推進課

保険課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

企業年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

保険年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局を除く。）